

電力・ガス・食料品等価格高騰対応事業者緊急支援金について

赤村では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）を活用し、事業活動に係る電気、ガス、材料費、燃油、施設用品等の高騰で影響を受けている村内在住の事業者等に対し、村独自で支援金を給付します。

1 対象者…次の条件を全て満たす事業者が対象となります。

- (1) 令和3年分の確定申告又は村民税・県民税の申告（以下「申告」という。）において、事業収入（営業等又は農業に係る収入）が計上されている（又は令和4年分の申告で事業収入が計上される見込みである）こと。（ただし、営業等及び農業に係る収入がともにある場合は、収入額の大きい方の事業のみが対象となります。）
- (2) (1)の事業収入が50万円以上であること。
- (3) 事業者の代表者の住所地又は事業所本店所在地が赤村であること。
- (4) 今後も事業を継続する意思があること。
- (5) 事業活動に係る電気、ガス、材料費、燃油、施設用品等の高騰で影響を受けていること。
- (6) 電気、ガス、材料費、燃油、施設用品等の高騰で影響を受けたことが分かる領収書（令和3年分及び令和4年分の申告書類。支払状況が明確に分かるもの）を5年間必ず保管すること。
- (7) 給付を受けた支援金は、雑収入として令和4年分又は令和5年分の申告で計上すること。
- (8) 不交付要件に該当しないこと。

2 交付額…1事業者あたり個人5万円、法人10万円（※交付はともに1回限り。）

※ 申請内容に虚偽が判明した場合や領収書の保管が出来ていない場合など、支援金の返還を命じることがあります。

3 不交付要件…次のいずれかに該当する事業者は支援金の交付対象となりません。

- (1) 村税等の滞納がある者
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に規定する公共法人
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」

を行う者

- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) 政治団体
- (8) 支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと村長が認める者

4 提出書類…以下の書類を各1部ご提出してください。

- (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰対応事業者緊急支援金交付申請書(様式第1号)
- (2) 電力・ガス・食料品等価格高騰対応事業者緊急支援金交付申請に係る誓約書(様式第2号)
- (3) 令和3年分申告の写し(税務係からの情報連携を希望する場合は省略可。)
- (4) 税務係が発行する支援金用の納税等証明書
- (5) 振込先の通帳の写し(法人・本人(申請者)名義に限る。)
- (6) 本人確認書類の写し(商工会が本人確認できる場合は不要。)

【個人事業者の場合】次のいずれかを提出してください。

- ① 運転免許証の写し(表面、裏面)
- ② 運転経歴証明書の写し
- ③ 個人番号カード(表面のみ)
- ④ 写真付きの住民基本台帳カードの写し
- ⑤ 在留カードの写し
- ⑥ 特別永住者証明書の写し
- ⑦ 外国人登録証明書の写し(在留の資格が特別永住者の者に限る)
- ⑧ 住民票及びパスポート写し(顔写真が掲載されているページ)
- ⑨ 住民票及び各種健康保険証の写し

- (7) その他必要な資料…支給要件等が確認できない場合に、追加資料をお願いすることがあります。

5 申請受付期間…令和4年11月15日(火)から令和5年2月28日(火)まで

6 申請の方法…商工会へ電話予約のうえ、商工会の受付窓口にお越しください。

※ 窓口での密を避けるため、電話予約をお願いしています。なお、申請に係る費用は申請者がご負担ください。

7 交付の方法…交付決定通知書を送付いたします。

※ 不交付の決定を行った場合は不交付決定通知書を送付いたします。交付決定後に銀行振込みにより交付いたします。

8 お問合せ

- (1) 赤村商工会(0947-62-3333)

(2) 赤村役場産業建設課産業振興係(0947-62-3000(内線 330))

9 その他

- (1) 病院、保育園、障がい支援施設、高齢者施設については、別途電力・ガス・食料品等価格高騰対応事業者緊急支援を予定していますので、赤村役場にお問い合わせください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底を行う事業収入が50万円未満の村内在住の事業者等については、別途新型コロナウイルス感染防止緊急対策事業者支援を予定していますので、赤村商工会にお問い合わせください。